

## 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を指定するための条例制定に係る基本的な考え方について（たたき台）

### 1 背景

NPO法人は、多様化する地域課題や社会のニーズに専門性を持ってきめ細かに対応することができ、新しい公共の担い手としてその存在や役割はますます重要になっている。

こうしたNPO法人の自立的活動を支援し、NPO法人の健全な発展のための環境整備を図ることを目的として、平成23年6月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）や税制等の改正が行われ、認定NPO法人制度（運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして所轄庁の認定を受けたもの）の認定要件の緩和等が行われるとともに、認定事務が国税庁から都道府県や政令指定都市へ移管され、NPO法人に関する事務は地方自治体で一元的に実施できることとなった。

また、都道府県や市町村は、地方税法第37条の2第1項第4号の規定により個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定める（以下「条例個別指定」という。）ことができるようになった。

さらに、条例個別指定されたNPO法人（以下「指定法人」という。）は、認定NPO法人制度におけるパブリック・サポート・テスト（以下「PST要件」という。）を満たしているものとして取り扱われることから、この条例個別指定制度は認定NPO法人を目指す法人に対する大きな支援となる。

### 2 条例制定の目的

北海道では、「北海道市民活動促進条例」（平成13年3月31日公布）を制定し、地域に暮らす一人一人の取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した地域づくりを目指しており、市民活動や新しい公共の主要な担い手であるNPO法人が寄附を受けやすい環境を整備することにより、市民活動を支える寄附の気運を高め、その自立的活動を支援する。

### 3 基本的な考え方

道内のNPO法人の自立的活動を支援するためには、道民からの寄附という支持により活動基盤を整える仕組みづくりが重要である。

このため、北海道が地方税法第37条の2第1項第4号の規定により個人道民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例個別指定する際の基本的な考え方を次のとおりとする。

- (1) 北海道内に主たる事務所を置き、北海道内で活動するNPO法人を対象とする。
- (2) 道民からの共感や信頼を受け、その活動が認知されているNPO法人を対象とする。
- (3) 人々の支え合いや地域の絆によって多様化する地域課題や社会ニーズを充足しようとする取組を支援するため、行政をはじめ、企業、大学、研究機関等との連携や協働に取り組むNPO法人を対象とする。
- (4) 一定期間の活動実績と事業を実施するための組織体制を有しているNPO法人を対象とする。
- (5) 寄附者が所得税の寄附金控除を受けることができるよう、条例個別指定により認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する。

#### 4 制定予定の条例

指定するために、北海道においては次の条例を制定する。

- (1) 特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める条例（仮称）（以下「手続条例」という。）

〔地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により個人道民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例〕

- (2) 特定非営利活動法人を指定する条例（仮称）（以下「指定条例」という。）

〔(1)の条例による手続を経て、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び所在地を定める条例〕

#### 5 指定法人が適合すべき基準の考え方

道内の認定NPO法人は平成 24 年 12 月現在、8 法人のみであり、平成 24 年 10 月に実施した道内NPO法人を対象とした「活動実態調査」の結果をみると、認定NPO法人制度におけるPST要件のうち、相対値基準又は絶対値基準を満たす道内NPO法人は少ない状況であり、道内のNPO法人にとって認定NPO法人のPST要件を満たすことは相当な困難を伴うものと考えられる。

条例個別指定は相対値基準及び絶対値基準と並んで、認定NPO法人制度のPST要件を満たしているものとして取り扱われることから、北海道においては相対値基準及び絶対値基準を軽減するとともに、一定の努力によってPST要件への適合につながるような基準と組み合わせることで総合的に道民の支持を受けている、あるいは道民からその活動が認知されていると判断することができるNPO法人を指定することにより、認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する仕組み（資料 2 のとおり）を構築する。

#### 6 指定法人が適合すべき基準

北海道においては、上記 3 及び 5 の考え方に基づき、資料 3 の基準に適合する法人を指定することとし、その実績判定期間を 2 事業年度とする。

#### 7 指定の手続を行わない場合（欠格事由）

次のいずれかに該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を行わない。

- (1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 条例個別指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ NPO法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金

の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (2) 条例個別指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- (3) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

## 8 審査

北海道は、条例個別指定の申請があった場合には、その内容が6の基準を満たしているかを審査する。

また、審査を行うにあたり、必要に応じて、現地確認を実施する。

## 9 条例個別指定の有効期間及び指定更新

条例個別指定の有効期間は5年間とし、引き続き条例個別指定を受けようとする場合は、有効期間内に定められた手続により更新を行う。

ただし、更新の回数は1回を限度とする。

## 10 条例個別指定の決定

- (1) 北海道は、審査の結果、6の基準に適合すると認めた場合は、議会の議決を経て条例により指定法人として指定する。
- (2) 条例には、指定法人として個別の法人名称及び主たる事務所の所在地（市町村名）が明記される。

## 11 条例個別指定内容の変更

指定法人は、法人の名称若しくは主たる事務所の所在地を変更した場合は、北海道に変更届を提出する。

## 12 報告又は検査

所轄庁が札幌市である指定法人及び北海道が「北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例」に基づきNPO法上の権限を委譲された市町村内にのみ事務所を置く指定法人は、条例個別指定の有効期間中、事業年度終了後3ヶ月以内に、北海道に対して事業報告書等を提出するものとする。

また、北海道は法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該指定法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、当該指定法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

### 13 条例個別指定の取消し

- (1) 北海道は、指定法人が次のいずれかに該当するときは、条例個別指定を取消することができる。

ただし、主たる事務所が北海道外に移転した場合の取消しは、指定法人からの届出により行うこととする。

  - ア 7の欠格事由のいずれかに該当するとき
  - イ 偽りその他不正な手段により条例個別指定を受けたとき
  - ウ 正当な理由なく、NPO法第42条の命令に従わないとき
  - エ 6の基準に適合しないと認められたとき
  - オ 活動状況に係る報告や検査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (2) 条例個別指定の取消しは、指定条例に定める当該法人の名称及び主たる事務所の所在地等を削除することにより行う。
- (3) 条例個別指定を取消された法人は、その取消しの日から5年を経過しなければ、新たな申請を行うことができない。

ただし、道外に移転したことによる場合は、取消しの日から5年を経過せずに届出ができる。

### 14 指定法人の責務

指定法人は、次の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 6の基準を満たすことを証明する書類、帳簿等の関係書類を整備し、条例個別指定の日から5年間保管すること。
- (2) 認定NPO法人の認定を目指して、寄附を受けるための積極的な活動に努めること。
- (3) 活動の目標、長期的な活動計画、活動の成果等をインターネットの活用により公表し、その活動の地域への貢献性に対する道民の理解が高められるよう努めること。
- (4) 運営組織や事業活動の透明性を確保し、地域社会から支持を得るため、活動情報の積極的な情報開示に努めること。